

00522

鳥取縣公報

第九百六十八號

昭和十三年十月四日

火曜日

告示

◆鳥取縣告示第五百七十七號

鳥取縣前第一土地區劃整理組合設計變更ノ件認可セリ
昭和十三年十月四日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

◆鳥取縣告示第五百七十八號

昭和十四年四月入學セシムベキ東京聾啞學校教師範部生徒募集セラルル應募希望者ハ本年十二月一日迄
ニ鳥取縣知事ヲ經テ出願スベシ

尙入學ニ關シ問合セタキコトアル者ハ郵税(四錢)封入ノ上同校教務掛宛申シ出デラレタシ
昭和十三年十月四日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

◆鳥取縣告示第五百七十九號

昭和十三年十月四日左記ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證ヲ下付セリ
昭和十三年十月四日

00533

免許證番號

住

所

氏名

一、一三三

東伯郡上郷村大字大杉一八四番地

小倉義雄

一、一三六

東伯郡旭村大字今泉六六三番地

山本實

鳥取縣告示第五百八十號

當管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通異動アリタリ

昭和十三年十月四日

鳥取縣知事

立田清辰

診療所所在地

氏名

異動事項

異動年月日

米子市道笑町三丁目

二宮壽男

管外移轉

昭和十三年八月十一日

鳥取縣告示第五百八十一號

當管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通指定セリ

昭和十三年十月四日

鳥取縣知事

立田清辰

出張診療所所在地

氏名

指定年月日

岩美郡小田村字荒金七二四

津山カツ

昭和十三年九月二十九日

00534

鳥取縣告示第五百八十二號

昭和十三年九月產婆名簿ニ登錄セシ者左ノ如シ

昭和十三年十月四日

鳥取縣知事

立田清辰

本籍 鳥取縣米子市車尾二二二番地

住所 同 縣米子市車尾一四〇三〇番地

明治四十二年四月二十二日生

野々村タキ方 伊藤サダヨ

彙報

金製品賣却に就て

日本銀行に於て七月十五日以來行つて居る金製品賣戻條件附買受は本月十四日を以て締切の豫定であつたが最近申込が非常に増加し來つた事情に鑑み尙一層の成果を擧げる爲め向一ヶ月間(十月十五日迄)締切を延長することになつた

長期戦下我國經濟運行上金の必要性が益々加はりつゝある此の際國民が徒らに金を死蔵することは許されない各人各家庭に於て死蔵されて居る金及金製品を政府に賣却又は獻納することは銃後國民の義務と云へよう日本銀行が金製品を賣戻條件附で買入る趣旨は既に一般に知られて居ることと思ふが其の概要を述べれば次の通である

一、金製品中には美術品とか骨董的價値あるものと其の他の理由で鑄潰して原形を崩すに忍びず又國家の必要が無くなつたら返して貰ひ度いと云ふ事情あるものも少なくない本取扱は此の希望に副はんとするものである

二、日本銀行は買受けた金製品を總て原形の儘金庫内に完全に保管して置き事變終了後は買受の時と同値で賣戻希望に應ずるのである

三、申込は一口五百圓以上(純金一匁十四圓四十三錢)のものとなつて居るが一箇が五百圓でなくても數箇或は十數箇で五百圓見當に
なればよいのである右金製品の買入れの外日本銀行では現在金貨の買入も行つて居る金貨を特參すれば其の場で代金(新金貨五
圓に對し十四圓四十三錢の割)が支拂はれ手續は至極簡單である
金貨又は金製品買却代金を以て公債を購入し又貯蓄する時は貯蓄報國の趣旨にも合致する譯である此の際未だ申込をなされぬ向は早
速日本銀行松江支店に申込の手續をとられたい

第七次滿洲農業移民本隊募集

我政府は、昭和七年以來引續き滿洲農業移民を送りましたが、その經過は頗る順調で、既に多數の家族を呼寄せて著々と移住地の完
成に進んでなり、その成功に充分の確信を得るに至りましたので、重要國策の一として、二十年間百萬戸五百萬人移住の計畫を立て
本年はその第二年目に當ります。而して從來送り出した移民數は青壯年合計約二萬人に及んで居ります。第七次移民とは、この昭和
十三年度移民を云ふのでありまして、その總戸數約五千、内約一千戸は先遣隊として既に渡滿し(農業移民團は先遣隊と本隊とに分
れて渡滿する)移住地建設の準備に當つてをり、此度は、その本隊となる約四千戸を募集するのであります。

就ては躍進日本の眞面目な世界に發揚せんとする意氣に燃ゆる我が剛健なる農村の青壯年が奮つて此の募集に應ぜられ、大陸に於
ける新日本村建設に邁進されんことを希ふ次第であります。

應募資格

- (一) 年齢 徴兵検査の済んだ凡そ四十歳までの者
 - (二) 職業 現在自ら農耕に従事する者、又は農耕に充分の經驗ある者。但し農村居住者で大工、佐官、木工、オケ屋、指物師、ブリ
キ工、鍛冶、蹄鐵、自動車運轉手、看護技術、其他移住地の建設並に經營に必要な特技を有する者も應募資格があります。
 - (三) 健康 身體強壯で、殊に呼吸器病、神經系疾患、脚氣等の無い者
 - (四) 家族 初めは單身で移住し、家族は約一箇年の後移住地で種々の準備が出来てから呼寄せます。
 - (五) 小遣金 入植後約一箇年間の小遣金(例へば煙草、菓子等の費用約二十四圓)を準備して持つて行くのを可とします。
- 申込 十月十日を以て一應締切ります
詳細 には十月十日を以ては市町村役場、小學校、縣學務部社會課、學務課、經濟部規畫課に問合せ下さい。

昭和十三年十月四日印刷
昭和十三年十月四日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所